

知って得する **健康** **ニ** 知識

動画サイトYouTubeで動画配信しています！

当院ホームページよりご覧いただけます。

ぜひご覧ください。



島根県立中央病院 動画ギャラリー

検索



令和3年

8月のテーマは…

ワクチンってなあに？

～よくわかる予防接種～

講師 臨床薬剤科

錦織 和真 (薬剤師)



予防接種とは？

予防接種は、予防接種法で「疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを人体に注射、または接種すること」と定義されています。

予防接種を行う目的は大きく分けて

- ① 個人防衛…ワクチンを打った人本人が感染することを防ぐこと
- ② 社会防衛…人から人へ感染が広がるのを防ぎ、社会に病気が蔓延しないようにすること

の二つがあります。



ワクチンとは？

ワクチンとは予防接種に使用する薬剤の事で、細菌やウイルスの毒性を弱めたり、無くしたものです。投与することで病気への免疫ができ、病気の発症を予防したり、症状を軽度で済ませる効果があります。

既存のワクチンには**生ワクチン**と**不活化ワクチン**があります。生ワクチンは病原体を弱毒化したもの、不活化ワクチンは病原体の一部の成分が入ったものです。この大きな違いとして、生ワクチンは弱く病気に感染させて免疫を獲得するのに対して、不活化ワクチンは成分に対して炎症反応が起こることはありますが、感染することはないということです。このことから、生ワクチンは妊婦や免疫不全者は接種することはできません。トキソイドという種類のワクチンもありますが本質的には不活化ワクチンと同じです。コロナウイルスワクチンは**mRNAワクチン**という新しい種類のワクチンになります。

定期接種と任意接種

予防接種には定期摂取と任意接種があります。これらの最も大きな違いは料金です。定期接種は無料、任意接種は有料と考えましょう。また、健康被害が起こった際にはどちらも補償を受けることができますが、任意接種の場合は**医薬品医療機器法**の対象となるため、定期接種よりも補償額が少なくなります。

また、気を付けなければならないのは定期接種には対象年齢があることです。それぞれ決められた時期に接種を受ける必要があります。

定期予防接種で予防できる病気

- ・季節性インフルエンザ (高齢者)
- ・ジフテリア
- ・破傷風
- ・百日咳
- ・水痘
- ・ロタウイルス
- ・結核
- ・日本脳炎
- ・麻疹
- ・肺炎球菌感染症(高齢者)
- ・肺炎球菌感染症(小児)
- ・ヒトパピローマウイルス (HPVワクチン)
- ・ポリオ
- ・風しん
- ・B型肝炎

任意予防接種で予防できる病気

- ① 個人が感染症に係ったり重症になるのを防ぐ為に受ける予防接種 (例: 季節性インフルエンザ、流行性耳下腺炎)
- ② 海外渡航の際に、渡航先によって接種が推奨される予防接種 (例: 狂犬病、A型肝炎)
- ③ 定期接種を受けそびれたり、受ける機会がなかった方が、対象年齢以外で受ける予防接種 など

臨時予防接種

- ・ その病気の蔓延防止のために緊急で必要がある場合に実施される予防接種
- 公費負担**
- 例: 新型インフルエンザ、**COVID-19ウイルス**

ご存知ですか？ 予防接種後健康被害救済制度

定期接種で健康被害を受けた場合、予防接種健康被害救済制度により保障を受けることができます。予防接種により健康被害が起こることは稀ですが、もしもの時のために補償する制度があります。

予防接種（定期接種、臨時接種）による健康被害が生じた場合には、 予防接種法に基づく救済が受けられます。

予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。

給付の種類

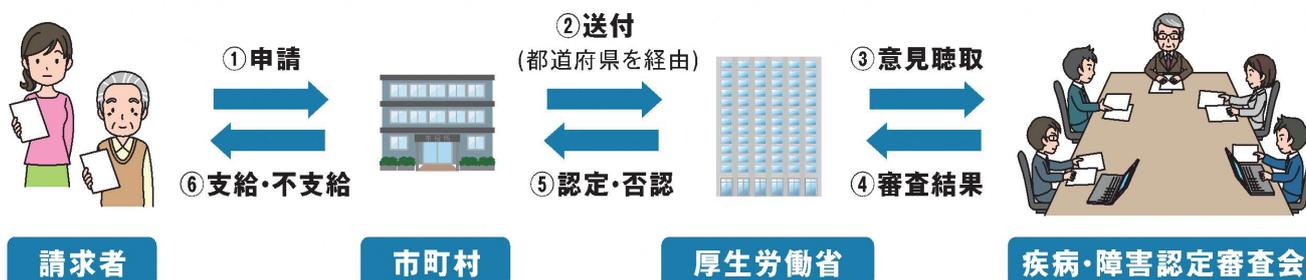
医療機関で医療を受けた場合 医療に要した費用（自己負担分）と医療を受けるために要した諸費用が支給されます（※1）。	医療費及び医療手当
障害が残ってしまった場合	障害児養育年金または障害年金 （18歳未満）（18歳以上）
亡くなられた場合	葬祭料、死亡一時金（※2）

高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの請求には請求期限があります。

（※1）高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの場合は入院相当の場合に限ります。

（※2）高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの場合は遺族一時金または遺族年金が支給されます。

給付の流れ



（※）救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

予防接種後健康被害救済制度の詳しい情報については、
厚生労働省のホームページをご覧ください。

予防接種 救済 検索



ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。